

平成 30 年度の社労士試験の対象となる 直近の改正情報

【労災保険法】

★家事支援業務に係る作業に関する特別加入制度の拡充

災害発生状況等に関する調査の結果や既に特別加入対象となっている介護作業従事者との就労形態の類似性に鑑み、家事支援従事者は業務の実態や災害の発生状況からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者であること等が認められるため、家事支援従事者について特別加入制度（特定作業従事者）の加入対象とすることとされた。（則 46 条の 18）

（シャロゼミアプリ該当箇所→労災保険 3 6 講特別加入 スライド 2 2 特定作業従事者）

【雇用保険法】

★被保険者氏名変更届

改正前：速やかに

改正後：当該被保険者に係る一定の届出又は当該被保険者が当該事業主を経由して行う支給申請手続の際

（シャロゼミアプリ該当箇所→雇用保険 6 講被保険者に関する届出 スライド 7 被保険者の氏名変更の届出）

【労働保険料徴収法】

★労災保険率の見直し

採石業 改正前 改正後

1000 分の 52 → 1000 分の 49

（シャロゼミアプリ該当箇所→労働保険料徴収法 1 0 講一般保険料 スライド 1 8 労災保険率表）

★平成 30 年度雇用保険料率

一般の事業	1000 分の 9 (うち二事業率 1000 分の 3)
農林水産の事業 清酒製造の事業	1000 分の 11 (うち二事業率 1000 分の 3)
建設の事業	1000 分の 12 (うち二事業率 1000 分の 4)



負担割合

一般の事業	事業主負担 1000 分の 6 : 被保険者負担 1000 分の 3
農林水産の事業 清酒製造の事業	事業主負担 1000 分の 7 : 被保険者負担 1000 分の 4
建設の事業	事業主負担 1000 分の 8 : 被保険者負担 1000 分の 4

(シャロゼミアプリ該当箇所→労働保険料徴収法 10 講一般保険料 スライド 25・26 平成 30 年度の雇用保険率)

【健康保険法】

★被保険者住所変更届

被保険者の住所変更の届出について、組合管掌健康保険の被保険者も届出が必要とされることとなった。

(シャロゼミアプリ該当箇所→健康保険 50 講事業主又は被保険者が行う届出等
スライド 3 被保険者関係の届出)

【国民年金法】

★積立金

1. 経営委員会

年金積立金管理運用独立行政法人に、経営委員会が置かれることになった。

2. 監査委員会

年金積立金管理運用独立行政法人に、監査委員会が置かれることになった。

(シャロゼミアプリ該当箇所→国民年金 15 講積立金 スライド 5 運用委員会)

★年金額改定ルールの見直し

1. 調整期間における改定率の改定

調整期間における改定率の改定については、名目手取り賃金変動率に、調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率（「算出率」という）を基準として行う。

2. 調整期間における基準年度以後改定率の改定

調整期間における基準年度以後改定率の改定については、物価変動率に調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率（「基準年度以後算出率」という）を基準として行う。

(シャロゼミアプリ該当箇所→国民年金36講年金給付のスライド制等&給付水準の下限
スライド10調整期間中の改定率の改定)

【厚生年金保険法】

★年金額改定ルールの見直し

1. 調整期間における再評価率の改定

調整期間における再評価率の改定については、名目手取り賃金変動率に、調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率（「算出率」という）を基準として行う。

2. 調整期間における基準年度以後再評価率の改定

調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、物価変動率に調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率（「基準年度以後算出率」という）を基準として行う。

(シャロゼミアプリ該当箇所→厚生年金 38 講年金給付のスライド制等 スライド 7 調整期間中の改定率の改定)

★積立金

1. 経営委員会

年金積立金管理運用独立行政法人に、経営委員会が置かれることになった。

2. 監査委員会

年金積立金管理運用独立行政法人に、監査委員会が置かれることになった。

(シャロゼミアプリ該当箇所→厚生年金 14 講積立金 スライド 7 運用委員会)

【労働に関する一般常識】

★障害者雇用促進法：短時間労働者である精神障害者の算定方法の特例（追加）

障害者雇用率の算定や障害者雇用納付金の額などの算定において、精神障害者である短時間労働者は実人員1人を「0.5人」と算定しているところ、一定の要件を満たす場合は、平成30年4月1日から、実人員1人を「1人」と算定することとする特例（平成35年3月31日までの特例）が設けられた。

（特例の内容）

次のア及びイのいずれにも該当する者については、その1人をもって1人とする。

ア 精神障害者である短時間労働者

イ その雇入れの日又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日（知的障害があると判定されていた者が、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、当該判定の日）のいずれか遅い日から起算して3年を経過するまでの間にある者（雇入れの日前3年以内に当該事業主の事業を退職した者を除く。）

※平成35年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した者が対象。

（シャロゼミアプリ該当箇所→第10講障害者雇用促進法 スライド10整理）

【社会保険に関する一般常識】

★介護保険法：居宅介護支援事業者の指定権限の移譲

指定居宅介護支援事業者の指定権限が、平成30年4月より、都道府県知事から市町村長に移譲され、市町村長が指定を行うものとされた。

（シャロゼミアプリ該当箇所→第3講介護保険法 スライド36・37居宅介護サービス計画費）

★介護医療院の創設

ア 介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設である。

イ 介護医療院を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（シャロゼミアプリ該当箇所→新規追加のため該当箇所なし）